

令和 6 年第 6 回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和 6 年 6 月 14 日(金)午後 2 時 30 分 浜名区役所 3 階 大会議室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 19 名

松澤崇①、渡瀬三郎②、松島好則③、加茂龍雄④、江間栄作⑤、中村金夫⑦、横井典行⑧、
足立侑律⑨、根木常次⑪、内山進吾⑫、岡本純⑬、山中秀三⑭、杉山誠⑮、後藤剛⑯、
森島倫生⑱、鈴木英雄⑲、井上保典⑳、伊藤安子㉑、鈴木要㉒

欠席委員 4 名

袴田博子⑩、中安千秋⑰、水崎久司㉓、小柳守弘㉔

事務局職員 15 名

鈴木智久、齋藤和也、石川宗明、松本行弘、奥山英洋、河村幸一郎、平野寿宏、
縣弘之、吉山和志、鈴木利枝、野沢和志、若山裕貴、佐々木朝飛、河西航汰、村松ほの花

3 傍聴者 0 人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第 37 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 38 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 39 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 40 号議案 非農地証明について
- 第 41 号議案 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について
- 第 42 号議案 浜松市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見について
- 第 43 号議案 令和 7 年度県農業施策に関する要望事項について

(2) 報告事項

- 報第 36 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 37 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 39 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 40 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第 41 号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第 42 号 農業用施設証明について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和6年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、23名のところ19名と過半数を超えておりますので本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが、議席番号10番、袴田博子委員、議席番号17番、中安千秋委員、議席番号20番、水崎久司委員、議席番号23番、小柳守弘委員でございます。

なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは。第6回の総会ということで、大変お忙しい中お集りいただきまして、ありがとうございます。

総会は第6回、7回、8回と今年度続きますが、私たちの任期、みなさんご存じのように一期三年ということで、今月を持ちまして任期がまず終了するということでございます。残られる方、退任される方といらっしゃいますが、最後の総会という形になると思います。

挨拶の中で総会3年間を振り返ります時に、お話をしたいなと思った内容は、やはり私たち農業委員になって、やはりコロナのまさかりというかやはりコロナから始まりまして、昨年第五類ですか、5月になって少しコロナの制約は薄くなりましたが、やはりなつたばかりは、みなさんご存じのように、本当に濃厚接触者にならないようにとか、うつらないように、相手に迷惑が掛からないようにというようなことが先に生まれて、総会一つとるにしても大変苦労いたしました。しかし、私たち農業委員会の委員としての総会は出席者が過半数出席して総会が成立するという制度になっておりまして、Zoomやインターネット等の設備なり、若しくは書面決議とのことは謳っておりませんので、総会を毎月必ずやらざるを得ないということで、大変苦労した、今に思えば本当に綱渡りな総会をやってきたと思いますが、皆様のご協力や健康管理等をいただきまして、本当に総会を遅延、または停滞することなくやってきたと、そういう風に思っています。これも皆様のおかげと、事務局がそれに対しての努力と言いますか、準備をしていたということで、私事務局の方から毎月総会の電話をもらう時にドキッとしながら、何人か休まれたら困るな、と思いながら過ごしたことがあります。本当に一喜一憂した時代がございましたが、本当にこの頃はそんなこと全然考えずに今まで通りいけたと思っていますので、皆様に感謝をしております。

また農業委員会の仕事といたしまして、最初は人・農地プランという形で地域計画的なものをやっておりましたが、ちょっと制度が変わりまして完全に地域計画ということで私たちの仕事を位置付けるものもございました。それに対して皆さん本当にコロナの中ではございますが、マスクをしながらソーシャルディスタンスをとりながら地域計画をやっていただきまして、だんだん地域としての話し合いも進んできて、またまとめに入ってくるという形になってきております。これもやはり農業委員会としてしっかりや

っていくべきものはやっていかなくはいけないという皆様の熱い熱意のもとにやってきたと本当に思っております。これも重ねましてお礼を申したいと思えます。三年間いろいろ思うことがありましたが、やはり最後皆様とともにこのように終了できるということは私本当に会長をさせていただきまして本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

簡単ではございますが6回総会の挨拶と代えさせていただきます。

それではただいまから令和6年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号16番の後藤剛委員、議席番号18番の森島倫生委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第37号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第37号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号216番外22件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が15件、贈与に係る案件が4件、交換に係る案件が2件、移譲に係る案件が1件、使用貸借に係る案件が1件でございます。

また、新規の方は9件です。

それでは整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案4ページ、地区「佐久間」、整理番号239番をお願いします。

譲受人は、[]にお住まいの[]さん、72歳でございます。[]さんは農業の経験はありませんが、以前から農業に興味があり、この度、住宅とセットで売りに出されている申請地を売買により取得し、自家消費のため新規就農したく申請に至ったものでございます。申請地は、[]の畑で、取得後は季節野菜、かんきつ類、お茶を作付けしていく計画でございます。

以上の案件につきましては、「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議長 始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議長 地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議長 調査会で審議した結果、特に問題のないというご報告を受けております。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会において、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでしたが、222 番の
 ■人の新規就農は農地法が変わったおかげで新たに申請してやるってということで、新規
 就農になりました。畑等は草はありません、という調査員の方の答えでした。彼はかな
 り真面目で畑も一生懸命やって作っています。これから荒らさないようにしてくださ
 い、という旨を伝えておきましたので、他には問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申
 し上げます。

議 長 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ないとのことご報告を受けております。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 最後に佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。

井 上 佐久間・水窪地区調査会で審議しましたが、この方新規で経験もないというこ
 とでその辺りについて話をいろいろしたんですけれども、本人はとにかく農業っていう
 のをやりたいとのこととちょうど調査員の方がすぐ隣にいまして一応そのところ
 でいろいろと指導を受けるってということで、そういうことだったらいいだろう、とい
 うことで一応可能ということにしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員
 からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 37 号議案「農地法第 3 条の規定による
 許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 38 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事
 務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 5 ページをご覧ください。第 38 号議案「農地法第 4 条の規

定による許可について」でございます。担当から説明いたします

佐々木 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 26 番外 7 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用・共同住宅関連が 3 件、農業用施設が 3 件、貸駐車場が 2 件でございます。

また、農地区分別の内訳は、第 1 種農地が 2 件、第 3 種農地が 6 件でございます。

なお、是正案件は 26 番、27 番、30 番、32 番でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議 長 積志地区調査会で審議した結果、特に問題ないとのことご報告を受けております。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村 庄内地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席されておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 河輪・五島・白脇地区調査会で審議した結果、特に問題ないとのことご報告を受けております。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木 新津・可美地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 三方原地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 38 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 39 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案 7 ページをご覧ください。第 39 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石川 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 359 番外 73 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農家住宅・農業用施設関連が 3 件、自己用・共同住

宅関連が 49 件、地縁団体に係る建物関連が 1 件、事業用の建物関連が 5 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 11 件、太陽光発電が 3 件、一時転用が 2 件でございます。

農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 3 件、第 1 種農地が 12 件、第 2 種農地が 13 件、第 3 種農地が 46 件でございます。

なお、是正案件は 374 番、422 番です。

また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 7 ページ、地区「中央」、整理番号 360 番をお願いします。

〇の畑 4 筆 3,659 m²について、倉庫を設けたいという申請でございます。

申請者は、〇を置き、〇を営む法人です。

現在、県内を中心に事業を展開しておりますが、業務拡大に伴い既存の倉庫が手狭になっていることから、隣接する本申請地に新たに倉庫を設け、事業経営の安定を図りたく申請に至ったものでございます。

申請地は、〇に位置する農地で、現在は保全管理がされております。

申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、倉庫、駐車場、緑地、調整池等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンス及び見切り工を設置する計画であること、排水計画は、敷地内側溝から調整池へ流入させ、道路側溝へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 12 ページ、地区「芳川」、整理番号 391 番をお願いします。

〇の田 5 筆 4,308 m²について、工場を拡張したいという申請でございます。

申請者は、〇に本店を置き、〇を営む法人です。

現在、〇で操業している第二工場の敷地について返還を求められており、本店に隣接する本申請地に工場を新築したく申請に至ったものでございます。

申請地は、〇に位置する農地で、現在は保全管理が行われております。

申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、工場、駐輪所、緑地、駐車場、調整池等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンス及び見切り工を設置する計画である

こと、排水計画は、敷地内側溝から調整池へ流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

盛土条例につきましては、申請地をアスファルト舗装する計画であり、舗装部分は構造物扱いとなるため、対象外であることを確認しております。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区「亀玉」、整理番号 432 番をお願いします。

の畑 7 筆 8,106 m²について、貯蔵庫、緑地、駐車場、通路を設けたいという申請です。

申請者は、に本店を置き、を営む法人です。現在、にて野菜や果物の洗浄、カット、パック詰めをし、小売店へ販売する業務を行っておりますが、小売店からの需要が量・頻度ともに増加しているため、早急な機械化を検討することとなりました。

機械化するためには、大型のコンベアや貯蔵庫が必要となり、現在の作業場では手狭なため、この度、青果の加工及び貯蔵施設、事務所を新築する申請となりました。

申請地は、に位置する農地で、現在はみかんが栽培されております。

申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、加工施設及び事務所を兼ねる貯蔵庫、37 台収容の駐車場、緑地、通路を設ける計画であり、配置計画から見て、転用面積は適当と思われます。

申請地の周囲には緑地帯を設け、排水計画は敷地内に設ける調整池に流入させ、道路側溝へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区 359 番については、調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。360 番については先程事務局からお話のありましたとおり、聞き取り案件でありましたので事業者の説明を受けました。そのあと調査会でまた協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続きまして蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会の方で審議した結果問題ありませんでした。

議長 続いて中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議 長 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。
 議 長 続いて積志地区調査会の分も私からご報告申し上げます。
 議 長 調査会で協議した結果特に問題は無いという報告を受けております。
 議 長 続いて入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
 加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。
 議 長 続いて湖東地区調査会の江間委員からお願いします。
 江 間 湖東地区調査会にて協議しました。382 番の太陽光発電の件なんですけど、聞き取り
 案件で質問と要望事項をお願いした回答がありますけど、読んでいいですか。
 議 長 どうぞ。
 江 間 質問事項としまして、公道にちょっと高い位置に太陽光作るものですから、雨水の流
 出が無いか、ということで土堰堤をやるということです。その土堰堤が年数がたつと瘦
 せてくるものですから、そのメンテナンスはどうします、と聞いたら、「今のところメン
 テナンスはやるつもりはありません」ということです。で、「もし水が溜まった場合に浸透
 枳を作っていただけますか」とお願いしたら、「その件につきましては、浸透枳はコンク
 リでちゃんとやると一応お金がかかるものですから、ちょっと勘弁してください」とい
 うことです。最後に、メンテナンスに来た時に、路上駐車になるんですよ。農道に路上
 駐車することはメンテナンスの車として非常にまずいものですから、パネルの位置をず
 らして農地の中へ入れて駐車場を作ってやってください、という旨は、「中に入れて路上
 駐車をしないようにします」という返事でした。その他に関しては、湖東調査会として
 は問題ありません。以上です。
 議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
 中 村 庄内地区調査会にて審議した結果、特に問題はございませんでした。
 議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
 横 井 篠原・舞阪地区調査会にて審議した結果、特に問題はございませんでした。
 議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
 足 立 388 番から 7 件ですけれども、異常ありません。
 議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご
 報告申し上げます。
 議 長 地区調査会で審議した結果、特に問題はないという報告を受けております。
 議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
 根 木 新津・可美地区調査会にて審議した結果、特に問題はございませんでした。
 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
 内 山 三方原地区調査会にて審議した結果、特に問題はございませんでした。
 議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
 岡 本 都田地区調査会にて審議した結果、特に問題はございませんでした。
 議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
 山 中 細江地区調査会にて審議した結果、特に問題はございませんでした。
 議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
 杉 山 引佐地区調査会にて審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会にて審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席のため、私からご報告申し上げます。

議 長 地区調査会で協議した結果、特に問題は無いという報告を受けております。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議をいたしました。事務局からご説明をいただきました 432 番について、農産物加工施設でございますので、地場産品を 50%以上運用しなければならないという規定があるという風に思うのですが、この規定について確認できるかどうか、について事務局の状況を教えていただきたいと思います。

議 長 今森島委員の指摘について事務局。

石 川 今の森島委員のおっしゃった、地場産品の 50%以上というのは、都市計画法の農産物加工販売業、農産物加工施設になろうかと思えます。申請の段階では都市計画法をクリアしているということで確認はしておりますが、ということよろしいですか。

森 島 たぶん、現状はですね 50%をクリアできていない、という風に思えます。それを、今後 50%を目指してやります、という風に聞き取り案件の説明の中では、されたという風に理解しております、この審議、ここに上ってくるところで立地基準をクリアしているということになって上がってきていて、立地基準については調査会での議論になりにくいところだという風に思えます。つまり都市計の網をかぶせられているところで、都市計が問題ないという風に理解しているところについて立地基準をクリアしてる、という風に理解していいのかな、という風に思うのですが、50%の問題については都市計が認めていて、ここに上がってきているので、農業委員会がこの議論に異論を唱えるということになると、行政対応としては、行政対応不一致という指摘をされることになるとまずいので、都市計画サイドが認めた 50%以上をクリアする、あるいは今後クリアするということで認めるという都市計画サイドの考え方を追認していく、という理解でいいのかな、という風に思っております、そのところの確認をさせていただきたいと思えます。

議 長 石川グループ長。

石 川 立地基準につきましては、都市計画法のという話を森島委員が今されましたけれども、我々の中でもここは白地なので除外掛かってませんが、ここでできるかどうか、周りの営農地への影響等ということで審査をさせていただいているかと。調査会を含めて審査をさせていただいているかと思えます。50%以上という話ですけども、そちらにつきましては、今の段階でクリアしていないということで森島委員おっしゃいましたけども、今の施設というところではなくて、今回の申請地においての数字を出していただいている中で、50%以上にクリアをするという申請をいただいているということで都市計画の方は認めていると思えますので、追随というかそれを認めるということでいいのかな、と思えますが如何でしょうか。

議 長 はい、森島委員。

森 島 都市計画サイドに確認したところその審査はこれからだ、という風に言っているんですが。その行政システムの都市計画サイドが良しって言ってるから我々ここで受け付けて

審査してるんだけど、都市計によくよく聞くとその議論というのはこれからだ、みたいなことを言うところがありまして。どうなのかなっていう風に率直に思ってます。

都市計が明確に可能って言ったのかなっていうところの確認なんですけどね。それはどこで確認したんですか。

石 川 都市計画法審査はこれからというお話なんですけど。メニューという言い方をしていますが、農産物加工施設ということでの都市計画法での施設の申請になっております。その申請をするときに地元産を50%以上使うという数字を出して審査をしていただいているかと思います。実際に使っているかどうかという審査もこれからになるかと思いますが申請の段階では使うということで申請をあげている、認められているということで解釈をしております。

議 長 森島委員。

森 島 皆さん聞いていただいてわかるかと思うんですが、二重構造なんですよ。今のお話も。今度の施設が、50%の地場産を使えるかどうかというところがまだ確定していない。で、確定していないんだけど、都市計はその審査はこれからやるっていうわけですよ。けども、受付の段階でそういうことがあるのかな、ということで、都市計が受け付けたことをもって、我々は、50%の地場産の農産物が使用される利用されるということを前提にいまここで議論している。この議論のずれというのはね、私指摘しておきたいと思います。明確に、50%の地場産の農産物が、利用される、あるいは使用される、ということが前提で、我々は審議をしなければならないんだけど、そのところの確証が、確定が可能性としてないわけではないので、その全否定することが正しいかどうかという議論はあるにしても、浜北の地元の農産物という風に理解するのか、浜松全体の荷物という風に理解するのか、あるいは静岡県全体の県内産という理解をするのか、あるいは東海四県のものであればいいという風に理解するのか、そのところが、確定できていない、という問題について今日の段階でね、この案件について止めるという訳にはいかないでしょうから、この審議については認める、という風にいたしますが、そういういろんな課題を持った中での案件になったということについて指摘をしておきたいっていう風に思います。それ以外の案件については問題ありませんでした。以上です。

議 長 石川グループ長。

石 川 先ほど審査がこれからというお話ですけれども、追加でお話をさせてください。都市計画法の開発行為につきましては、一緒に許可を出す、農地法の農地転用第5条と同じように許可を出すということでその開発の許可が申請はこれからということでその意味合いで、都市計画法の審査がこれからということでおっしゃったのかなとも思います。それから地場産の範囲ですけれども口頭で聞いた話ですけれども、市内のものということで都市計画事務所から伺っております。

議 長 はい、森島委員。

森 島 今後の論点のずれをですね、私はいまの段階で指摘しておきたいと思いますが、年間通して浜松市内産を50%使ったという風に言うのか、いやいやそうじゃないと、春の時期は50%使った、これ言えばいいという論理がね、成り立つんですよ。このままだと。そういうことを我々は良く良く承知をして、まあいいという風に言わざるを得ないので

あれば、立地基準、一般基準両方から見て、止めるわけにはいかないから認めざるを得ない。結果として認めるということなんだけれども、年間を通して 50%なのか、一シーズンを通して 50%なのかっていうところなどについても非常に不明確だ、ということも指摘させていただきます。以上です。

石 川 今の、年間通してか、一シーズンのみかというところについては今口頭ではご回答できませんので確認させてください。確認しておきます。

森 島 会長。

議 長 はい、森島委員。

森 島 私は確認はちょっと無理なんじゃないかと思うんですが、現段階では、多分。

それは何とでも言えるのでは、多分。我々はですね、そのシーズンだからだめっていうのは言えないのではないかと思う。年間通して半分間違はなく浜松産出荷できますねって、いうプレッシャーは多分認められていないのではないか、という風に想像します。その辺りもできれば会長中心にはっきりさせてもらいたいということですね。

議 長 事務局長。

局 長 森島委員ご意見ありがとうございます。ひとつだけ、この浜松市内でとれた農産物 50%を使うかどうかっていうのは、開発、いわゆる都市計画法の基準であって農地法の基準ではございませんので、そこだけ皆さんご理解いただきたいと思います。

森 島 会長

議 長 はい、森島委員。

森 島 だから農業委員が関係ないっていうんじゃないくてね、ここに上がってきている以上は正確な議論をしたい、という意味ですよ。都市計画はこうやって言ってる、あるいはどここの部署はこうやって言ってる、で、我々は、どこを基準に判断するかっていうと、いやいや都市計画が良いって言ってるんだから良いんじゃないの、っていうところで、流されるところがね、あると私は言わないけれども。都市計がそうやって言ってるんじゃないかな、っていう我々のスタンスはやっぱり農家の側からみると気になる要因の一つではないかという風に思うので指摘させていただきました。できるだけ正確な議論をしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。今森島委員がおっしゃったようにいろんな質問がこの件以外にもあった時にしっかりと協議して説明ができるという観点を元にしっかりとやっておいていただきたいということを一つ付け加えさせていただきます。

森 島 会長、ちょっと言い過ぎでね。事務局にそこを求めるのは無理だと思ってる。あんまり正確な議論を事務局にこの場で求めるのは、気の毒だなあという風に思っております、私はできるのは農業委員として何してたかと言われんように指摘しておくところまでかな、という理解です。

議 長 はい。わかりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方挙手をお願いします。

よろしいですか。それでは採決に移ります。第 39 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 40 号議案「非農地証明について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、議案 19 ページをご覧ください。第 40 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「天竜」、整理番号 14 番外 1 件でございます。

地区「天竜」、整理番号 14 番の申請地は昭和 31 年に物置、平成 16 年に倉庫が建築され、宅地利用されているものです。

地区「天竜」、整理番号 15 番の申請地は昭和 42 年に工場が建築され、宅地利用されているものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 40 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に第 41 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 21 ページをご覧ください。第 41 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」を事務局から説明いたします。

石 川 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

法改正前の制度である、令和 6 年度第 3 回浜松市農用地利用集積計画（案）でございます。公告予定は令和 6 年 6 月 20 日となります。

2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 405 筆、281,526.48 m²の内訳でございます。

今月は、笠井地区での 9 筆をはじめとして、計 27 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。

1 ページから 41 ページは相対契約及び中間管理事業における賃借によるもの、43 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番をご覧ください。■■■■■ さんです。■■■■■ で野菜を栽培しており、浜松市にも営農地を広げるため、今回の申請に至りました。■■■■■ の畑、300 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、13 ページから 15 ページの 1 番から 10 番、29 ページから 41 ページの 6 番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 103 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公

社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて、農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、改正前の「農業経営基盤強化促進法」第18条第3項の各要件を満たしています。

次に45ページをご覧ください。法改正後の制度によるものです。

改正された「農業経営基盤強化促進法」および「農地中間管理事業の推進に関する法律」の施行により、農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更については、中間管理機構である県の農業振興公社が「農用地利用集積等促進計画」を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条の規定により、「農用地利用集積等促進計画」の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出することとなっています。

今月は農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更が15筆ございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(足立委員、挙手)

議 長 はい、足立委員。

足 立 私たちのところで、16ページの[]っていうのをやっているんですけども、ブロッコリーの周年栽培をやっています。そのところの申請者がたまたま地区の調査会の時点では他人の土地に無断かどうかわかりませんですけども、駐車して、転用してない。それで申請してきたものですから、調査会で指摘しまして、そのあと、事務局の方ですぐに指導したと。

議 長 事務局どうぞ。足立委員の件わかりますか。

吉 山 足立委員からご指摘いただいたところですが、特に利用権設定を結んでいたりとか、転用が出ていないところを、[]さんの方で、駐車場として使っていたということで、現地の方を、担当の職員の方で見に行かせていただきました。実際に使っている形跡があった事から、[]さんの方には、こちらの方からご連絡をさせていただいて、「すぐに使うのやめてください」、ということで、「わかりました」ということで、現状は更地になっているかと思います。

議 長 はい、足立委員。

足 立 そこから動かした車ってというのはどこへ行っているんですかね。どこへ停めてありますか。トラクターとかそういうの。確認してますか。

吉 山 申し訳ないです。そこまでどこへ動かしたか、というのは確認はしておりません。

足 立 それでないとですね、あっち行っちゃ、こっち行っちゃっていうだけで、現時点ではない、けどもそれは違法のところに停めてあるかも。そういう疑いはありますね。私、ここの生産法人の資格を取る時に、[]さんには「この駐車場を造ってください」とお伝えしてあります。それとU字溝の側溝に土があるもんですから、「それを撤去してください」と、二つの条件を付加してあるんですよ。で、そこでイエスという返事をもら

っているんです。それだもんですから今回質問させていただいてるんですけれども。それはいいんですけれども。トラクターみたいなのはどうなってますかね。トラクターがここに5、6台あるんです。

吉 山 ここに、というと。今回ご指摘を受けた土地に。

足 立 いや、無断で駐車してあります。

吉 山 他のところにですか。

足 立 はい。

吉 山 ごめんなさい。それは確認をしております。

足 立 そうですか、私朝も確認しましたし、今も来るとき確認してきましたけど、堂々とトラクターが停まっています。ですからトラクターもそういうことないように。農地にずっと駐車しておりますので、それもちょうとしてください。

吉 山 わかりました。伝えておきます。

足 立 それともう一つですね、こういう賃貸やっていると、どうしても借りている農地の横にU字溝ありますよね。側溝が。その側溝のここは、この借りているところだけ、全部埋まっているんですよ。土が。排水機能が無いんです。ですから私はこれを、なんとかしてほしいもんですから、指摘したんですけれども、それによって、この利用権の設定を止めることはできないっていう回答もらったんですね。どうすれば解決できるか、ということなんですよ。こちらからいうと。ですから私はこういうときしかチャンスはないと思っているんですね。U字溝なんかも埋まっているんですから、それをやらんと。全部詰まってるもんですから。それは承知してますかね。

吉 山 それについても、指摘をさせていただきます。指摘をして改善をされないということであれば、あれですけど。私の方からはどぶ浚いについては言っていないもんですから。

足 立 それを言っておいてください。

吉 山 そちらについても、はい、 さんの方に。

足 立 何回も言ってますので。

吉 山 足立委員が さんに直接言われているということですか。

足 立 いいえ、私は に直接言ったことはありません。

吉 山 職員に言っている、ということですね

足 立 はい。

吉 山 はいわかりました。伝えておきます。

足 立 それでですね、こういう問題がですね、地区の調査会に出たときに、何かこのルールというのを作ってもらって、例えばそういう問題があった時には、地区の調査員みんなで見に行って、これは確かにそうだと。だったらその時点で申請をストップさせて、一回ずらしてもらおうと。そういうことのルールを。後から言って改善されてる、それは有効だっていうのではなくて、そういうところのルール作りをですね、ぜひ作ってもらいたいと思うんですけど、どうでしょうかね。利用権設定するところであれば。そういうこと言わないとね。

議 長 事務局長。

局 長 足立委員のおっしゃることもわかりますけれども、例えば違反があった場合、それを

直してくれなければ、新しい申請を受け付けませんということは言えるんですけども、側溝が詰まってること自体が違反かどうかといえ、やっぱり違反じゃないものですから、それを改善しないと次の申請を受けないというのは、ちょっと行き過ぎだと思うんです。例えば家を建てて、その家の前の側溝が土でいっぱいだから、そこに住むのがだめですよとか、極端ですけども、そういったことは言えないと思います。もちろん事務局としても伝えることはできるんですけども、側溝が詰まっていることを担保にして、申請を受け付けないというのは、できないと思います。

足立 でもね、一年に一回ぐらいは、掃除してもらいたいと思うんですよ。いままで私見ますけれども、一回も掃除した形跡がありません。ずっとそこ通ってるんです。何年も。ですから、そういうことをね、放置して、農業委員から何も指摘されないから、ここはいいと、そういう風なことを勘ぐるのを私は一番まずいと言ってるんですよ。ですからそれをですね、その利用権の設定を受け付けるところで、何かそういうルールを作ってもらって、是正事項を改善してもらってそれで許可すると。あるいは3か月後に、半年後にこれをね、努力して改善しますと、念書をとるとかそういう、何でもいいですからやってですね、一つの方向性を出すようなことをしてもらいたいこととですね、半永久的にU字溝の泥の浚いってというのはできませんよね。それじゃまずいもんですから、私がその近くを通ると、私のところへ見つけて、こうやって指さすんですよ。「これ見よ」って。だからそういうことのないように、農業委員会の事務局の方で率先してそれを作っただけませんか。そういうことを。

議長 はい。局長

局長 そのルール作りというのができるかどうかは別として、農業委員の皆さんの総意がそういうご意見かどうか、っていうのは確認させていただきたいなと思います。

足立 いつ確認します。

局長 会長にお任せしたいと思います。事務局が議論について判断すべきものではないと思いますので。

議長 まずちょっとすみません、足立委員。一番最初の指摘なんですけれども、側溝の詰まっている、埋まっているっていうの。あれって用水組合とかあっちの方の管轄ではないんですか。その指摘するのは、まず第一に。

足立 用水組合じゃない。排水ですよ。

議長 排水が詰まっているんですか。

足立 用水じゃないですよ、排水路が排水になっておりますんで。

議長 排水は市に移行してるので、市の管理の下でやると。道路管理が最初まず指摘して「やってください」っていうのは、まず一歩じゃないのかな、と。管理が用水なら、水利組合なり、土地改良なんだけど、排水であれば市に移行してるから全部市の道路か、治水のほうの管理になるんじゃないかなと。まず、詰まってる、詰まってないのをやってくれっていうのを。ごめんなさい。それちょっとルールがわかんないんですが。事務局長。

局長 ■■■さんの件につきましては、また事務局からそういった農業委員さんからの意見がありました、ということを■■■さんにお伝えします。実際どこの側溝の部分かっていうのをお教えいただきたいと思います。

足 立 はい。わかりました。

議 長 以上、今、事務局の方から言ったように、今の案件についてはまず一度事務局からしっかりと行っていただくという形で。その後どうなるかは次の展開という形で。

森 島 会長。

議 長 はい、森島委員。

森 島 すいません今の。事務局長からとても重要な指摘があったと思いますよ。事務局が判断することではなくて、農業委員会皆でね、今の足立さんのご議論取り上げて、どうしましょうか、という話を皆でした方がいいと思うのです。事務局だけに判断させるべき課題ではない気がいたします。

議 長 じゃあ、それを踏まえまして。じゃあ足立委員、とりあえずまず、しっかりと事務局の方から行っていただくということで■■■■さんの方には。その後の展開の形としてよろしいでしょうか。

足 立 はい。期待しております。

議 長 その他ありますでしょうか。なければご意見等もないようですので、第 41 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 42 号議案「浜松市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

それでは、議案 23 ページをご覧ください。

齋 藤 第 42 号議案「浜松市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見について」でございます。担当から説明いたします。

松 本 農用地区域除外・編入などの担当をしております農地利用課農地活用グループ長の松本と申します。よろしくお願いします。本日ご覧いただく資料・別冊 2 の 26 ページに委員該当案件がありますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、それでは、委員該当案件がありますので、■■■■委員はご退出をお願いします。

(■■■■委員退席)

それでは事務局説明をお願いします。

松 本 日頃、農業振興地域制度事務につきまして、ご理解ご協力ありがとうございます。

本日、ご覧いただきたい資料は、「別冊 2」となります。

お手元の資料の別冊 2 をご覧ください。本日ご説明させていただきますのは、本年 2 月 26 日から 3 月 8 日にかけて申出を受けました除外・編入などの第 89 回農振随時変更の農用地利用計画変更案でございます。資料の内容についてですが、2 ページには 2 月・3 月の受付期間に受け付けた転用を目的とした個別の除外、青地への編入、青地の用途変更の集計表、3 ページは除外をすることができる要件を記載した資料、4 ページには農振随時変更事務スケジュール、5 ページから 27 ページには区別の除外・編入・用途変更の一覧表、28 ページから 52 ページは本日説明させていただく案件の案内図及び配置計画図等となっております。

今回の申出件数について説明します。2 ページをご覧ください。浜松市全体で、除外が 210 件、編入が 6 件、用途変更 1 件でございます。各区の件数内訳についてですが、皆様もご存じのとおり、浜松市は令和 6 年 1 月から 7 区体制から 3 区体制へ区の再編成がありました。今回の個別案件一覧表は新区で表記させていただきましたが、件数等の集計表やこれから説明させていただくものは旧区で表示や説明させていただいたほうがわかりやすいと考えましたので、新区ではなく、旧区と三方原地区というかたちとさせていただきます。

件数の旧区別内訳は 2 ページの表のとおりとなります。

今回は除外・編入に加え「用途変更」と呼ばれる青地の土地の用途を温室栽培施設等で使うために「農業施設用地」へ変更する案件が 1 件あります。この用途変更と呼ばれるものについてですが、これは農業者が青地の土地を農業上必要とする農業用倉庫などの敷地とする場合は、青地から除外せずに青地のまま用途を「農業用施設用地」へ変更する手続きとなります。また、この「用途変更」と似た手続きに「軽微な変更」または「軽微変更」と呼ばれるものもございます。この「軽微変更」は除外のように年 2 回の受付期間のみの取り扱いではなく、受付は毎月行っており、県の同意を得ることなく決定することができます。ただ、「軽微変更」には面積制限があり、1ha を超えるものについては、この「軽微変更」の手続きはできません。したがって 1ha を超える今回の案件は除外・編入と同様に年 2 回の受付期間での取り扱いの「用途変更」となり、県の同意が必要となります。

次に、今回の取下げ案件についてですが、今日現在、農用地区域除外が旧東区 1 件、旧西区 1 件、旧浜北区 1 件の合計 3 件でございます。この取り下げられた除外 3 件は先ほど申し上げた除外件数 210 件には含めておりません。

次に、5 ページから 27 ページをご覧ください。こちらには区別の個別案件の一覧表がありますが、表の右のほうに農振法という欄がございます。この欄には除外案件については、「除外の要件を満たしていない」、「関係する法律の許認可の見込みが現時点では無い」など、除外の容認が難しい案件に「△」の記号を記載しました。編入・用途変更案件については、問題がある案件は無く、ここでいう「△」となる案件はございません。また、除外につきましても、「△」以外の「空欄」となっている案件につきましても、除外要件を満たしており、市の関係各課と協議の結果、除外もやむを得ないと判断され、編入・用途変更につきましても特に問題がないことから、農用地利用計画の変更について、県へ同意を求めています。

次に、農用地区域除外について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。農用地区域除外は、「農業振興地域の整備に関する法律」通称、農振法に基づき、市が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更し、設定されている農用地区域、通称青地から農用地区域外、通称白地にすることをいい、一般的には「除外」と呼んでおります。また、その逆で白地農地等を青地に変えることを編入といいます。これらの除外・編入・用途変更といった計画の変更にあたっては、農振法施行規則において「農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されていることから、今回、農地法の観点からご意見をお聴きするものでございます。

次に除外の要件について簡単にご説明させていただきます。別冊 2 の 3 ページをご覧ください。こちらは農振法の第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号を抜粋し、要約したものでございます。これらの全ての要件を満たす場合に除外ができることとされております。

次に、今後の主な手続きの流れを説明します。資料の 4 ページをご覧ください。本日農業委員会の方々に、ご意見を頂戴したように、8 月上旬に静岡県への事前協議・11 条公告・縦覧、異議申出期間を経て、静岡県の同意を得た後、12 条公告を行い、除外・編入・用途変更が決定します。スムーズにいけば決定は 10 月下旬を見込んでおります。決定後は、これらの手続きとは別に農地転用や都市計画法の許可申請といった個別の申請手続きを行うこととなります。なお、農地転用許可は個々の申請に対する個別の許可ですが、除外は個々の申出を市全体のひとつの計画として「農用地利用計画の変更」となるところに違いがあります。

それでは個別案件の説明に入らせていただきます。本来であれば全ての案件をご説明させていただくところではございますが、件数も多いことから、説明は「別冊 2」の 5 ページから 27 ページ一覧表内の右の方、農振法欄に「△」と記載した除外案件の旧東区 2 件、旧西区 2 件、旧南区 1 件、旧浜北区 1 件の合計 6 件と、「△」の記号はありませんが、面積の大きい編入・用途変更の案件の旧西区 1 件とさせていただきます。

それでは区ごとに除外について旧東区、旧西区、旧南区、旧浜北区の順番で、そのあとに旧西区の編入等の案件を担当から説明させていただきます。では、担当の方、お願いします。

野 沢 担当の野沢と申します。

中央区（旧東区）17 番について説明します。

資料は一覧表の 6 ページ 17 番、案内図等は 28 から 31 ページをご覧ください。

申出者は、アパートで生活しており、日用品が増え現在の居住地では手狭のため、妻の実家付近に分家住宅を建築する計画です。

計画内容について、当該地・隣地の給排水位置について不明瞭な点があり、確認と追加資料の提供を求めているところです。

また、申出地所有者の他の所有地について違反箇所があり、これらの是正や是正計画書の提出が必要になります。行政書士の報告では、所有者側から是正の意思は確認できているとのことでしたが、現時点において詳細な計画が提示されているわけではありません。

以上のことから、現時点では容認することは難しいと考えますが、詳細な計画が示されて是正の見込みが確認できれば容認案件とします。

続きまして中央区（旧東区）52 番について説明します。

資料は一覧表の 9 ページ 52 番、案内図等は 34 から 35 ページをご覧ください。

申出者は、主に

を営む法人です。古紙回収等に使用するパッカー車等の社用車や、従業員の通勤車の駐車スペースが不足しているため、新たに敷地を確保する計画です。

5 月に行われた地区調査会では、青地を除外するうえでの位置選定理由が不十分では

ないか、周辺が小学校の通学路であることから交通事故の発生が危惧されとの意見をいただきました。

位置選定理由については、計画者が業務効率や防犯面を考慮し営業所から 500m の範囲で検討し、選定範囲の中で申出地の他に代わる土地はないと市として判断しました。また、周辺が小学校の通学路で危ないとの意見については事業者側へその旨お伝えし、十分配慮するとの回答をいただきました。

以上のことから、本案件の除外はやむなしと判断し、容認案件としていきます。

若 山 担当の若山と申します。

中央区（旧西区）57 番について説明します。

資料は一覧表の 9 ページ 57 番、案内図等は 36 から 37 ページをご覧ください。

申出者は、現在■■■■に在住し、■■■■の■■■■に勤務しています。■■■■の立場から自分の意識や知識、経験を生かした治療ができる■■■■を開業したいということで、今回新規計画をしたものです。

今回申出地の位置選定理由については、開業時に自身の生まれ育った旧西区エリアの中で検討し、かつ比較的集客のニーズが高いと思われる条件を軸に選定理由として挙げています。その点については理解を得ますが、それら条件を満たすべき代替地の検討が不十分であり、1 号要件の確認ができておりません。また交通の利便性を含め敷地内利用計画を作成したとのことですが、示された規模の根拠ではその判断が出来ないことから確認と追加資料を依頼中です。

申出内容の詳細については計画者と調整中のため、現時点では容認できませんが、事前協議までに不足書類が提出され、要件を満たすことが確認できれば、容認する案件として扱います。

続きまして中央区（旧西区）68 番について説明します。

資料は一覧表の 10 ページ 68 番、案内図等は 38、42 ページをご覧ください。

申出者は、■■■■が在住している■■■■です。

現在、町内にある県所有の土地を借り、運動公園として利用していますが、大雨の際は近くを流れる■■■■が度々、氾濫をおこすことを受け、防水対策として河川の改修予定があることから、土地を返却しなければならず、その代わりの運動公園を設けたく今回の申出に至ったとのこと。

申出地東側にある■■■■はそのまま利用し、広場と一体で利用できるよう計画したものです。

計画概要書によると平時には運動広場、有事の際には防災広場としての機能を持たせるものとする利用計画ですが、概要書に記載した内容と平面図の配置計画が一致してないことなど詳細が不明瞭であることから追加の資料を依頼しているところです。

以上のことから、現時点では容認は難しいと考えますが、事前協議までに内容の整理ができれば、容認する案件として扱います。

続きまして中央区（旧南区）103 番について説明します。

資料は一覧表の 14 ページ 103 番、案内図等は 44、45 ページをご覧ください。

申出者は■■■■にて■■■■を営んでいます。

現在は本社近隣に資材置場、駐車場を確保して事業を行っていますが、借地 2 か所について地主より返還を求められたことから新たに事業用地を確保する計画です。

位置選定について本社より相当の距離がある申出地を選定した理由が不明瞭で、必要性についても返還を求められている現資材置場には、倉庫があり雨風をしのげるが、本計画では倉庫に代わるものではなく、すべてが雨ざらしでの計画となっていることから現施設の代わりとするには無理があると考えます。

このことから、位置選定理由について計画者に確認しているところですが、今のところ満足な回答がない状況です。

また、計画には資材より発生する土埃等の防塵措置もないことから周辺農地への影響が危惧されます。

以上のことから、現時点では 6 要件のうち 1 号要件を満たすとは判断できないことから容認することは難しいですが、事前協議までに要件を満たすことが確認できれば容認していきたいと考えます。

平 野 続きまして担当の平野と申します。

浜名区（旧浜北区）4 番について説明します。

資料は一覧表の 20 ページ 4 番、案内図等は 46 から 49 ページをご覧ください。

申出者は、借家住まいをしています、子供の成長に伴い手狭になったため、自己用住宅を建築する計画です。

申出地所有者の他の所有地（XXXXXXXXXX番地）について違反箇所があり、これらの是正が必要になります。

また所有地の内、実家の北側 3 筆が、大規模既存集落における自己用住宅エリアに入るため今回の「分家」候補地より都計法の要件で優先されるため、代替地になる土地があることから 1 号要件をみたしていない状況です。

現在、申請者の所有地内の違反箇所については是正を依頼中です。

以上のことから、現時点では容認することは難しいと考えますが、事前協議までに違反の解消、既存所有敷地内の代替について整理出来れば容認する案件として取り扱います。

若 山 最後に、中央区（旧西区）編入・用途変更 1 番について説明します。

資料は一覧表の 19 ページ、案内図等は 50 から 52 ページをご覧ください。

こちらの案件は問題があつて容認できないといったものではございませんが、面積が大きいので報告させていただきます。

XXXXXXXXXXにおいて県営土地改良事業及び次世代施設園芸事業実施による青地編入及び青地の用途を変更する案件となります。

本土地改良事業は区画整理・道路・排水路・調整池を整備し、次世代農業推進事業については、令和 3 年度に公募決定した事業者が次世代施設園芸事業により園芸栽培施設 55,000 m²や製造施設 600 m²、販売施設 600 m²、これらの附帯駐車場等 30,236 m²を設置し、トマト・レタス・イチゴのうちいずれかを栽培していく計画となりました。

今後、事業者は認定農業者の認定申請を行う予定であり、事業計画期間は 30 年間で事業実施にあたり土地の権利移転や設定を行います。

土地改良事業にあたり、「国の補助による事業を実施する場合は農用地区域を対象として実施する」との国通知により、青地編入にすることが必要です。

また、法手続きに要する地権者及び施設園芸事業者の負担を鑑み、本事業区域すべてをあらかじめ「農業用施設用地」へ用途変更をすることとします。

事業区域の土地についてですが、土地改良事業対象地のうち民地について、白地の土地を青地に編入しつつ用途を「農業用施設用地」にします。また、すでに青地となっている土地については、農振用途が「農地」に指定されておりますので、これを「農業用施設用地」に変更していきます。

説明は以上でございます。以上、第 89 回随時変更の農用地利用計画変更案となります。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何か意見、質問はございませんか。

森 島 会長。

議 長 はい。

森 島 3 ページなんですが、総論的なところで少し事務局の皆さん方の認識について、確認をさせていただきたいと思います。ひとつはですね、ここには書いてないですが、説明の中でお話のあった、除外要件について農業委員会の意見を聞くことという風になってるというお話でしたが、農業委員会だけではなく、農協だったり土地改良区だったりも、聞くとになってるという私理解なんですが、そこは正確に言うと、農協や土地改良区と同じようなラインで農業委員会も意見を求められてる、聞かれてる、という理解でいいですか。特別な重みをもって聞かれてるのではないですよ、農業委員会が。

松 本 同じようにですね。

森 島 同じですね。

松 本 農協さんであつたり土地改良区さんであつたり、農業委員さんと同じように傾聴しなければならぬ話となっております。

森 島 ありがとうございます。つまりそれは農業委員会が特別に重視されて意見を聞かれている訳ではなくて、農協や土地改良区と同じレベル、ラインで意見を求められているということだと思います。もうひとつはですね、1 番から 6 番まで、規定がされていて、それらを全て要件として満たしてなければならないということになっているわけです、と。この文章をね、厳密に厳格に読むと、極めて難しいことになると思うんです。実態は、この文章というのはとても強い表現だな、という風に私思うんですが、例えば、1 番の農用地区以外の土地利用の状況からみて、その土地を除外転用することが、必要かつ適切であって、他の区域を持って代えることが困難であるっていう風に読んだけど、こんなこと言ったらね、そりゃ工業専用地域は工業専用地域行きなさいよ、と工場は。商業関係は商業関係地域行きなさいよで済む話なんだけど、そこが済まなくて、こっち側へどんどん入ってくるという風に考えると、この文言を文字どおりは、私のように真正面から見たがる人間は非常に違和感につながるんですよ。この一番最後に、事業者の都合によってはその限りではないとかね、ということが書かれていれば、緩やかにこれを運用していくんだな、というように思うんだけど、実態は、こういう厳しい運用ではなくて、もっと緩やかに運用されていくよ、という風に私感じます。今の事務局の方々

が△のところだかについて説明いただいて、ああこういうことが引っかかっていて、これが直らないとだめだよって言われているんだな、っていうところについては理解できましたけれども、この1番についても(1)についても(2)についても、例えば、立地基準にしろ一般基準にしろ言われているんだけど、要は事業を実施する見込みがあるっていった場合には、お金を確保できてるかどうか、それから水はけを確保できてるかどうかって言った時には、いや、水はけが確保できてるかどうかではなくて、洪水が起きないほどの対応ができてるかどうか、ていうようなお話だという風に。例えば、何にしろ言葉を正確に読むと必ずしもそうじゃなくて災害の起きない程度の、水だったらセーフだという意味合いで言うと。ここで除外の審査我々も意見を求められてるから言うんだけれども、その厳密性ですよ。ここで言っている、他の土地をもって代えることが困難だという風に認定をどのラインとするのか、ってところが不明確で、多分言葉ではね、言い表せないものなのかなって私、事務局の方々の、心中を察すれば、そう思うんですけど。なかなか言葉で表現するのは、難しいくらいのところで、セーフかアウトかを判断していく、というふうに理解していいですか。そういう性格のものなんでしょうか。そこを事務局の皆さんは適切な言葉を持ってるとしたら、教えていただきたい、ということとであります。

議 長 松本グループ長。

松 本 お答えします。条文上だとこの13条2項1号から6号となっておりますけれども、実は、この解釈について昔は国の通知っていう形で、ことあるごとに通知が出て、何条何号の解釈はこうですよというものが通知があったんですけども、平成11年ごろにそういう国の通知を廃止しているんですね。ガイドラインというものを作りまして、国の方で。それが技術的助言であって、各市町や県が、国の作ったガイドラインに沿って、運用していく、そういう状況でございますので、申し上げた通りこれを1号から6号までこれをこのまま見たとしても、正直私たちも、これについてどういった判断をするか、というのも非常に難しいかなと思うんですけども、ガイドラインというものは存在しますので、ガイドラインに沿ってもうちょっと柔軟い対応でそういう解釈をいたしております。インターネットでもガイドラインという名称で、検索するとたぶん一般の方であれば、そういう文章まで行きつくのかな、と思ってまして、もし良かったら、参考にいただければと思っております。

森 島 会長。

議 長 はい、森島委員。

森 島 ありがとうございます。そういうガイドラインが、国から示されていて、それに基づいて除外の審査を、職員の人たちがしてるということが良くわかりました。我々はそのガイドラインについてインターネット等で見ればわかるということですのでまたこの委員の中でどなたかそのそういうインターネット能力のある方、江間さんなんか、そういうインターネットラインで引っ張り出してくれると、とてもありがたいな、という風に思ってます。ありがとうございます。

議 長 松本グループ長。

松 本 もう一点ちょっと。ガイドラインがあるといえどもですね、やっぱりその各市町の計

画なので、市としてどう考えるかというのが十分、判断のひとつとなってくるので、我々のように土地需要の高いところの市町とぜんぜん青地は青地で農業振興のために使うべきだという市町の差は多少あるのかな、と思うんですけども、基本的にはガイドラインに沿った形で運営をしている状態です。

森 島 ありがとうございます。

議 長 その他、ございますでしょうか。それでは、ご意見等もないようですので、第 42 号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」は、「特段意義はありません。」という回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認めそのように回答することといたします。

それでは、■■■■委員の入室をお願いします。

(■■■■委員入室)

それでは次に、第 43 号議案「令和 7 年度県農業施策に関する要望事項について」を上程いたします。事務局説明をお願いします。

齋 藤 それでは議案 25 ページをご覧ください。第 43 号議案「令和 7 年度県農業施策に関する要望事項について」担当から説明いたします。

縣 それでは説明いたします。4 月に農業委員、推進委員の皆様から、最適化施策に関する意見、及び、農業施策に関する要望事項についてご提出いただきました。いただいた意見、要望を参考に役員幹事連絡調整会で協議し、案を作成したのでご説明します。承認されましたら、県農業会議を経由して、静岡県宛てに提出いたします。では、26 ページをご覧ください。

タイトル「担い手の確保について」

現状としては、農業の成長と発展には担い手の確保が、不可欠であり、現状の担い手の確保についての対策が不十分であり、効果的な施策が必要である。

要望としまして、担い手の確保を最重要課題とし、具体的な施策を策定・実施すること。具体的には、親元就農を含む新規就農者への経済的支援、実践的な農業技術や経営知識を学べる研修プログラムの提供、後継者のいない農業者から新規就農者へ農業経営のマッチング等を行うこと。また、担い手確保のための啓発活動を広く行っていただき、職業として興味を持ってもらうための農業関連のイベント、それ以外に、セミナーなどの開催及び広報活動の強化をすることを要望していきたいと考えます。説明は以上でございます。

議 長 ただいま、事務局からご説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

森 島 会長。

議 長 はい、森島委員。

森 島 全体としては今、担当の職員の方が、ご報告された内容で良いと思ってます。ここに付け加えるわけではないんですが、ちょっと発言で補強したいと思いますが、今年産のお米が、とても高くなるという報道があります。あの実態良くわかってないんですが、ひとつは水不足なんかが懸念されていて、もう現在の状況なんかでも、東北なんかでは、水が来なくて、田んぼにひびが入っているような状況が出現している報道もあった。つ

まり、これだけ百姓の担い手が無くなってくる中で、まあ何とかなるだろうっていう風にずっと思ってきたんだけど、いよいよどうにもならなくなって来ているのではないかというひとつの表れがね、食料を確保する段階で、極めて難しい事態がこの国の中には起こっているよ、というところだと思います。今日もお昼のニュースで、野菜が高いと言ってましたけども、高いわけではなく当たり前の話でね、いつまでも100円で買えると思ってるのが間違いなわけで、そういう報道のことも問題だと思うけども、実態としては極めて食べ物をきちんと確保することが難しくなっている、というところを、浜松市の農業委員会のメンバーとして確認できれば、明日の農業には希望は未来は持てないかもしれないけど、明後日の希望は我々にあると、いう風に希望を持てるなあと思っています。加えて申し上げますと、みかんも今年の秋は「ど高い」という風に言われているようですので、後藤さんをはじめとしたみかん農家、とても大変な話だなと思っています。以上です。

議 長 それでは、森島委員の補足は事務局は聞いていただきます。森島委員、要望書としてはこれでよろしいでしょうか。

森 島 はい。

議 長 その他、ございますでしょうか。

それではご意見等もないようでございますので、第43号議案「令和7年度県農業施策に関する要望事項について」は原案通り承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議無いものと認め、承認することとします。

次に、報告事項の第36号から第42号までを事務局報告をお願いします。

齋 藤 それでは議案27ページをご覧ください。報告事項については、一覧の通りでございます。報告は以上でございます。

議 長 ただいまの報告事項につきましてはご承知おきを願いたいと思います。

その他として委員の皆様から活動を通して何かありましたらお願いします。

後 藤 ・三ヶ日調査会の新旧調査員の引継ぎについて報告

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

局 長 ・農業委員へのお礼について

縣 ・農業委員への返却物について

齋 藤 ・西部農業委員会総会報告について

今後の会議予定

・農業委員任命書交付式、農業委員会臨時総会、

日時 令和6年7月1日(月) 午前8時30分～

場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

・第7回浜松市農業委員会総会

日時 令和6年7月16日(火) 午後2時30分～

場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。今月をもちましてご退任される方、これまで

いろいろありがとうございました。これをもちまして、第6回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後4時30分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員